

平成 3 0 年 度

財政援助団体等監査報告書

小金井市観光まちおこし協会

小金井市監査委員

(写)

小 監 発 第 6 号

平成31年4月26日

小金井市長 西 岡 真一郎 様

小金井市議会議長 五十嵐 京 子 様

小金井市監査委員 重 永 邦 敏

同 露 木 肇 子

同 紀 由 紀 子

平成30年度財政援助団体等監査の結果について（報告）

地方自治法第199条第7項の規定により、平成30年度財政援助団体等の監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を別紙「財政援助団体等監査結果報告書」のとおり報告します。

なお、この監査の結果に基づき、又はこの監査の結果を参考として措置を講じたときは、その旨を同条第12項の規定により通知願います。

財政援助団体等監査結果報告書

第1 監査の概要

1 監査の種類

地方自治法第199条第7項の規定による監査

2 監査の対象

財政援助団体	主管部課
小金井市観光まちおこし協会	市民部経済課

3 監査の範囲

平成30年度の小金井市補助金等の交付に係るものを中心とし、必要に応じて、その前後とする。

4 監査の方法

監査に当たっては、次に掲げる事項を主眼とし、書類審査及び関係職員からの説明聴取、その他必要と認める方法により、本監査を実施した。

(1) 主管課

ア 補助金、交付金、負担金、貸付金、その他の財政援助（以下「補助金等」という。）の決定は、法令等に適合しているか。

イ 補助金等の目的は明確か。また、公益上の必要性は十分か。

ウ 補助金等の条件、その他補助に関する指令等の内容は明確か。また、貸付金の利率を著しく低率とし、又は無利息とした場合の理由は適正か。

エ 補助金等の額算定、交付方法、時期、手続等は適正か。また、交付条件等の変更に際しての手続等も適正か。

オ 補助金等の効果及び条件の履行の確認は、実績報告等によりなされているか。

カ 補助金等交付団体への指導監督は、適切に行われているか。

(2) 団体関係

ア 事業計画書、予算書及び決算諸表等と、所管部局へ提出した補助金等の交

付申請書、実績報告書等は符合するか。

イ 補助金等交付申請書の提出及び補助金等の請求、受領は、適時に行われているか。

ウ 事業は、計画並びに交付条件に従って実施され、十分効果が上げられているか。また、補助金等が補助等対象事業以外に流用されていないか。

エ 補助金等を理由なく繰越していないか。また、その理由は妥当であるか。

オ 出納関係帳票の整備、記帳は適正か。また、領収書等の証拠書類の整備、保存は適切か。

カ 補助金等に係る収支の会計経理は適切か。

キ 会計処理上の責任体制は確立されているか。

ク 精算報告は適正に行われているか。また、精算に伴う返還金の返還（貸付金については、元利金の償還）時期等は適切か。

5 監査期間

平成30年12月4日から平成31年2月19日まで

<実施年月日等>

実施年月日	時間	監査の対象	場所
平成31年 2月19日(火)	10時～11時	市民部経済課	監査委員室
	13時10分～ 14時10分	小金井市 観光まちおこし協会	現地

第2 監査の結果

1 概 評

関係書類の審査、対象団体及び担当課からの説明聴取等により監査を実施した結果、補助事業に係る出納その他の事務について、おおむね適正に処理されていると認められた。

なお、改善又は検討を要する事項について、以下に述べる。

2 検討要望事項等（補助金交付事務の適正性確保について（主管課：経済課））

小金井市観光まちおこし協会（以下「まちおこし協会」という。）は、その前身である小金井市観光協会が、平成28年4月に一般社団法人化された補助金交付団体である。

まちおこし協会への補助金の交付は、昨年12月に制定された小金井市観光まちおこし協会補助金交付要綱（平成30年12月11日制定。以下「要綱」という。）に基づき執行されているが、要綱が制定される以前は、小金井市補助金交付規則（平成12年規則第27号。以下「規則」という。）に基づいて補助金の交付が行われており、補助金の対象となる経費の交付範囲を明確化する目的から、要綱の制定時期については、まちおこし協会の設立に合わせて制定すべきものである。

また、経済課によれば、今般制定された要綱に基づき、適正に補助金の交付を行ったとのことであるが、補助金の主旨からして、まちおこし協会が行う各種公益事業、収益事業のうち、公益事業にのみ補助金が充てられるべきものと考えられ、特に、人件費については、公益事業と収益事業に係る従事割合に応じて明確に区分し、公益事業にのみ補助金を充てるべきである。

今後、まちおこし協会への指導も含め、補助対象経費が補助金の主旨に沿ったものかどうか、要綱に規定されている対象経費を精査し、補助金の適正性の確保を充分に行なわれるよう、要望する。

小金井市観光まちおこし協会

1 団体の概要

まちおこし協会の目的、事業及び組織等は、次のとおりである。

(1) 目的

小金井市の観光まちおこしの中心機関として、小金井市及び周辺地域と連携し、地域資源の活用と市民活動のコーディネートによる観光まちおこしの推進、地域経済の発展と文化の向上に寄与することを目的とする。

(2) 事業内容

- ア 観光まちおこし戦略の企画立案及び実施
- イ 観光まちおこしに関する調査研究及びデータの提供
- ウ 観光まちおこしに関する情報の収集及び発信
- エ 観光まちおこしに関するイベントの企画及び実施
- オ 観光施設等の管理運営
- カ 観光資源の保全及び開発
- キ 観光宣伝及び観光客の誘致
- ク 誘客・交流促進に向けた商品開発及び普及販売の支援
- ケ 観光まちおこしに関する相談受付及び相談者のマッチング支援
- コ 小金井市産業振興プランの推進事業の支援
- サ 東京都及び小金井市の観光・産業振興行政への協力
- シ その他当法人の目的達成のために必要な事業

(3) 事業開始

平成28年4月1日

(4) 組織（平成31年3月31日現在）

役員として、会長1名、副会長3名、理事23名（含会長1名、副会長3名）、監事2名が置かれ、総会、理事会、正副会長会、イベント部会、情報発信部会、まちおこし部会、桜まつり・お月見のつどい実行委員会を構成する。その他、理事会の承認をえて、顧問2名を置く。

また、事務局をまちおこし協会に置き、事務局長及び事務局職員が配置されている。

2 団体への補助

市は、平成30年度当初に、規則に基づき、「小金井市観光まちおこし協会補助金」として、1,654万6,745円を交付している。